提出場所

那須地区広域行政事務組合

提出方法

組合に持参してください。郵送等による提出の場合は、議長預かりとなります。

受付日時

土日祝日並びに年末年始を除く、午前8時30分~午後5時15分まで

審議の時期

組合議会議員全員協議会の開催3日前までに提出された請願、陳情について、 直後の定例会で審議します。

必要記載事項等

- · 請願(陳情)の名称
- 請願(陳情)の趣旨と理由
- ・ 請願(陳情)者の住所・氏名・電話番号 (請願(陳情)者が多数のときは、代表者を決め、代表者以外の方は署名簿 に住所・氏名を記載の上提出してください。)
- 請願(陳情)者の押印
- 提出年月日
- 宛名(那須地区広域行政事務組合議会議長宛)
- 紹介議員の記名押印(請願の場合のみ必要です。)
- 必要により資料を提出してください。

請願、陳情の一般的な審議の流れ

- 請願、陳情の受理
- 文書表の作成
- 議会で審議、決定
- 採択、不採択の結果を陳情者へ通知

陳情について

次の事項に該当する陳情は、「議長預かり」として審議されませんが、議長預かりとなった陳情について、議員が閲覧を希望する場合は、議長に申し入れをすることができます。

なお、議長は、閲覧に供することが適当でないと判断した場合、これを拒否することができます。

特定の個人、団体等を誹謗し、中傷し、その名誉を棄損し、又は信用を失墜

させる恐れのあるもの

- ・ 裁判等で係争中の事件、意義申し立てに関するもの
- 趣旨、願意等が不明確なもの
- 陳情者と連絡がとれないもの
- 件名等に個人名が記載されており、公開することが適当でないと判断されるもの
- ・ 私人間の争いに関するもの
- ・ その他議会の審議になじまないもの

記載例

※ 用紙はA4とし、横書き(日本語)で記載してください。